

今治市障害者就労施設等からの物品等の 調達推進等を図るための方針

1 障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針策定の目的

(1) 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達推進等を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の推進を図ることを目的とする。

(2) 基本的考え方

法第 3 条の規定に基づき、物品等の調達に当たっては、予算の適正執行に十分配慮を行ったうえで、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

また、障害者就労施設等からの調達に準じて、共同受注窓口を介した調達の推進に努める。また、共同受注窓口からの調達は障害者就労施設等からの調達として取り扱うこととする。

2 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等その他の障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

市内に存する障害者就労施設等が提供できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に努めるものとする。また、現在提供されていない場合であっても、提供の可能性があるものについては、これまで調達の実績等がないものについても物品等の調達について検討するものとする。

(2) 留意事項

物品等の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 予算の適正執行や競争性及び透明性の確保に留意する。
- ② 求める要件、評価方法、契約手続等を定める際には、障害者就労施設等が不当に排除されることのないよう、競争への参加機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令等の関係規定に基づき、特定随意契約を活用した障害者就労施設等からの調達に努める。
- ③ 発注は、原則として計画的なものとし、納期の設定等についても、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮したものに努めるものとする。
- ④ 障がい福祉担当部門は、障害者就労施設が提供できる物品、役務に

関する情報を収集し、庁内各部署へ適宜情報提供を行い、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

(3) 対象施設

この調達方針の対象施設は、今治市内に所在する法第2条第4項に規定する障害者就労施設とする。

- ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- ② 障がい者を多数雇用する企業等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所
 - イ 法施行令第1条第2項に規定する重度障害者多数雇用事業所
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条第3項第1号に規定する在宅就業障害者

3 その他障害者就労施設等からの物品の調達等の推進に関する事項

(1) 調達方針の作成における適用範囲

調達方針は、原則として市の機関すべてに適用するものとする。ただし、特別な事情が存する場合は、個別に調達方針を作成するものとする。

(2) 調達目標

令和6年度の調達目標は、以下のとおりとする。

30件	9,500,000円
(内訳)	
物品 10件	300,000円
役務 20件	9,200,000円

(3) 調達実績の取りまとめ及び公表

障害者就労施設等から物品等の調達実績については、概要を取りまとめ公表するものとする。その場合、できるだけわかりやすい方法で実施するよう努めるものとする。

○調達実績（令和5年度）

物品	11件	283,668円（食料品・その他の物品）
役務	16件	8,849,843円（清掃・その他の作業）

(4) 方針の見直し

障害者就労施設等から物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ、方針の施行状況を検討のうえ、必要な見直しを実施するものとする。

5 その他

市や関係の団体が主催する行事等では、障害者就労施設等の物品販売機会を確保するように努める。

この方針は、令和6年5月31日から施行する。

健康福祉部 障がい福祉課